

宮城県民間非営利活動促進基本計画改定に関する意見発表について

＜第1回会議＞

- (1) 中川 政治 委員
- (2) 渡邊 桂子 委員
- (3) 堀川 晴代 委員
- (4) 青木 ユカリ 委員
- (5) 宗片 恵美子 副会長

＜第2回会議（案）7月開催予定＞

- (1) 竹下 小百合 委員
- (2) 五十嵐 絵美 委員
- (3) 若生 裕俊 委員
- (4) 今野 彩子 委員
- (5) 西出 優子 委員
- (6) 田中 篤 委員
- (7) 高浦 康有 委員
- (8) 石井山 竜平 会長

○ 宮城県民間非営利活動促進基本計画改定に関する委員提案・意見発表（案）

分野	氏名	備考
学 識 者	石 井 山 竜 平	第2回
	高 浦 康 有	
	西 出 優 子	
	五 十 嵐 絵 美	
市 町 村 長	若 生 裕 俊	
企 業 者 関 係 者	田 中 篤	
	今 野 彩 子	
	竹 下 小 百 合	
N P O 関 係 者	宗 片 恵 美 子	第1回 ⑤
	青 木 ユ カ リ	第1回 ④
	堀 川 晴 代	第1回 ③
	渡 邊 桂 子	第1回 ②
	中 川 政 治	第1回 ①



公益社団法人

3.11 未来サポート

3.11 Future Support Association

宮城県非営利活動促進委員会 2020.5.24

宮城県非営利活動促進基本計画への意見

委員：中川政治

宮城県民間非営利活動促進基本計画への意見

＜委員会の資料

「改定にあたっての視点（案）に沿った意見＞

- みやぎNPOプラザの活用状況、ICT活用の必要性
- 市町村との連携
- NPOへの理解・協働の促進
- 東日本大震災からの“復興” “支援”
- SDGsとの関連付け

- 基本計画全体について

改定の視点案①みやぎNPOプラザの機能の再検討

- **中間支援が「届いていない」現状の認識**
 - 「ハコ要らないのでは。」（横断型のNPOを対象にするならわかる。）
 - 「やっぱり行かない。オンライン空間で良い。」
 - 「距離が離れるほど、情報とかノウハウのような形のないものを交流させることに力を入れたらいいのでは。」
- **「NPOを支援するNPO（中間支援組織）」との記述の整合性**
 - 「協働のコーディネートなどを担う中間支援組織の役割が大きくなる」
⇨NPOプラザの機能と合致していない。
 - NPOプラザの委託と“コーディネート”の両方を制度化するか一本化を。
 - 「コーディネート」が曖昧な概念なので、「チェンジ・エージェント機能」の方が宮城県に良い効果を生むのでは？
- **行政の期待する「拠点」からの発想転換**
 - 行政が求める「まとまった窓口」から「NPOが期待する機能の提供者」の視点へ

改定の視点案②市町村との連携

● 市町村との連携

- 県が、市町村をリードするようなモデル形成
- 県レベルの施策の対象は、現場が遠い中で
「形のない」抽象度の高い課題への対応であることを位置づけ

● 県庁所在地以外への視点の必要性

- 「（プラザには）行かない」、「県域といいながら、仙台の団体」
⇒拠点、中間支援組織などの機能は「県全体」「仙台市以外」をカバーする視点を。
- 仙台市の同様の施設の方針／支援施策、などを紹介し、県の基本計画として重複を避けたり、相乗効果を創出する観点の導入が必要では。

改定の視点案③NPOへの理解・協働の推進

● 資金の不足

- ・ 「絆力」の元の「新しい公共」は復興財源ではないので、継続が必要では。
- ・ 単年度で解決できない課題ばかりのため「出口戦略」を見据えた**複数年制度**が必要

● 人材の不足、企業、学術機関等との協働・連携

- ・ 県の計画（総合計画、福祉計画、観光計画等）策定の発注仕様に、**地域を良く知るNPOのパートナーが計画策定に必須とする制度**の検討
（県外の会社が、地元意見を十分反映出来ない計画をつくってしまう例が多々あり。）
- ・ 人材育成視点での「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）」の導入検討

● 寄付文化の醸成

- ・ NPOの自立性、継続性を求めるならば、
NPOふるさと納税、基盤整備の補助事業、補助**制度の中での寄付募集などの推奨**

● 「変化」（感染症、災害、不確実な社会）に対応する方針・財源の必要性

- ・ 例) いしのまき会議の新型コロナウイルス市民活動アンケート
⇒**NPOの取り組みを県として関係各課に共有する、協働立案する、などの仕組み**

改定の視点案④東日本大震災からの復興支援

● “復興” とは？

- 復興7原則の2「**地域・コミュニティ主体の復興を原則とし、国はそれを支える**」
- 宮城県復興基本基本計画「**“県民一人ひとりが復興の主体”**
“復興の推進に当たっては・・・（中略）・・・、NPOなどとの連携を図る”
“**行政はこうした復興に向けた活動を、全力でサポートする体制を構築します**”」
- 「人間復興」の視点を ⇔ 惨事便乗型大土木事業

● “支援” とは？

- 「自立してください」・・・どうやって？
「面倒なことを外から来た人にやってもらって、自分はやらない。どうしたら？」
⇒政府は**“支援”ではなく、県民の主体的な活動のサポートへ**
- 主体性を促す財源の必要性（住民主体を促しにくい**「心のケア」への疑問**）

● 住民主体の復興、住民主体の伝承、住民主体の防災

- 復興7原則の1「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、**その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する**」
- 「**防災**」を宮城県の新たな価値と掲げ、（政府主体では不可能な）教訓の伝承や、**「自助・共助」の防災のようなNPO活動への理解とサポートを！**

改定の視点案⑤SDGsとの関連付け

- 17ゴール、169ターゲット、244指標と、基本計画との関連付け可能??

「ゴール11」 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 指標11.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
- 指標11.b.1 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数

「ゴール17」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

- 指標17.17.1 (a) 官民パートナーシップにコミットしたUSドルの総額
(b) 市民社会パートナーシップにコミットしたUSドルの総額

⇒このような具体的な「指標」を基本計画にどう位置付ける？



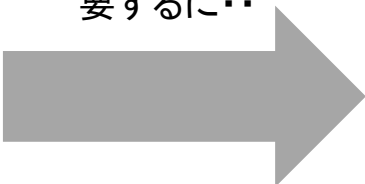
- SDGsにこだわり過ぎない位置づけを

- 「流行り」（SDGsウオッシュ）ではない形の位置づけを。
- 東日本大震災で県全体が痛みを共有したからこそ「No One Left Behind」（常に前でleadしている側の上から目線）ではない価値観提示を。
- “開発途上国”（指標資料に97回記載）への眼差し中心のSDGsとは異なる、「閉じ方」が求められる日本での「変化」に対応する視点・財源の必要性

基本計画（全体について）

- **NPOを取り巻く環境の変化**
 - 人口減少、税収減少期における**抜本的な発想転換**の必要性、**若年層の危機感**の追記（前例主義・縦割りでの対応の難しさ、「閉じ方」の必要性）
 - 新型コロナウイルスの広がりなど、**不確実な社会や急激な変化への対応**の必要性
 - 過去の災害と、今後の想定災害を追記し、「**自助・共助**」が求められる（公助では**守り切れない**）**防災・災害対応に、NPOの取り組みが求められるのでは？**
- **NPOをめぐる法制等の整備**
 - NPO法人法以外に、**法制度欄に一般法人法、公益認定法**を追記
- **活動資金の支援**
 - 資金の「**支援**」より、**官民協働での制度活用提案や施策立案**の推奨が必要では
 - NPO版ふるさと納税、計画策定業務等の丸投げ回避（現地NPOパートナー提携を含めた発注など）、**具体的な施策の追記**を

要するに…



民間非営利活動促進計画には、
抜本的な見直しが必要では？

宮城県民間非営利活動促進基本計画見直しに関する
提案書

NPO 法人フレーム・ラボ
代表理事 渡邊桂子

1. 現状

急速に進む人口減と超高齢化により、生産年齢人口＝働き手となりやすい人たちが減少することで、国の税収は減り社会保障費の負担は増加、すでに公的債務比率も 230%を超す世界最悪の状況であることから、日本は社会的課題の解決を「税金」という財源で賄うことはすでに限界に達していると言えます。

また、社会問題も複雑化し、困難を抱える人々のニーズも画一的な施策では対応できないほどに多様化が進んでいます。このような社会環境の下で、「NPO が活躍する領域」は、これからますます増えていくものと考えられます。その NPO が抱える課題として組織、事業ともに 3 つの共通課題が調査によって明らかになりました（資料：平成 30 年度宮城県 N P O 活動実態・意向調査）。

2. 今後の地域の発展のためにも、NPO への理解と支援が必要

世界最速で高齢化や過疎化が進み「課題先進国」と呼ばれる日本を、「課題解決先進国」に変えていくためにも、意思決定や行動が柔軟で財源調達手段が多様である NPO がもっとも強くなり、社会からの信頼を獲得していく必要があります。

そのためにキャパシティビルディングのアプローチを用いながら 4 つのことを提案します（別紙）。

3. 期待される効果

異なる組織がそれぞれの得意分野や特徴を生かして、問題に取り組むことが行われるようになっています。画一的なしくみや事業より、それぞれの問題、それぞれの地域に即した事業のありかた、役割分担、そして効果的な連携をしながら、複雑化・多様化する市民のニーズに応えることが求められています。

また、行政単独では実行困難だった問題解決、また問題自体の把握などが「協働」によって可能となり、よりきめ細やかな公共のサービスを実施することができるようになります。（別紙）

資料

NPO法人フレーム・ラボ

代表理事 渡邊桂子

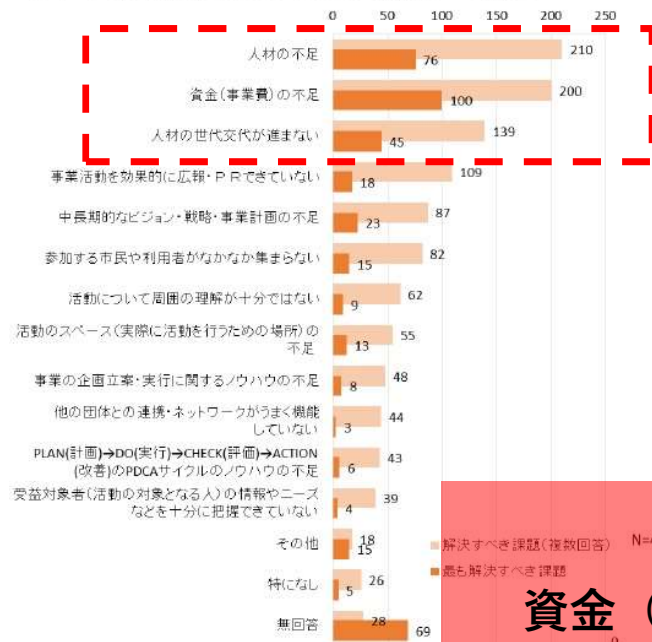
複雑化・多様化している社会的課題

課題解決の取り組み

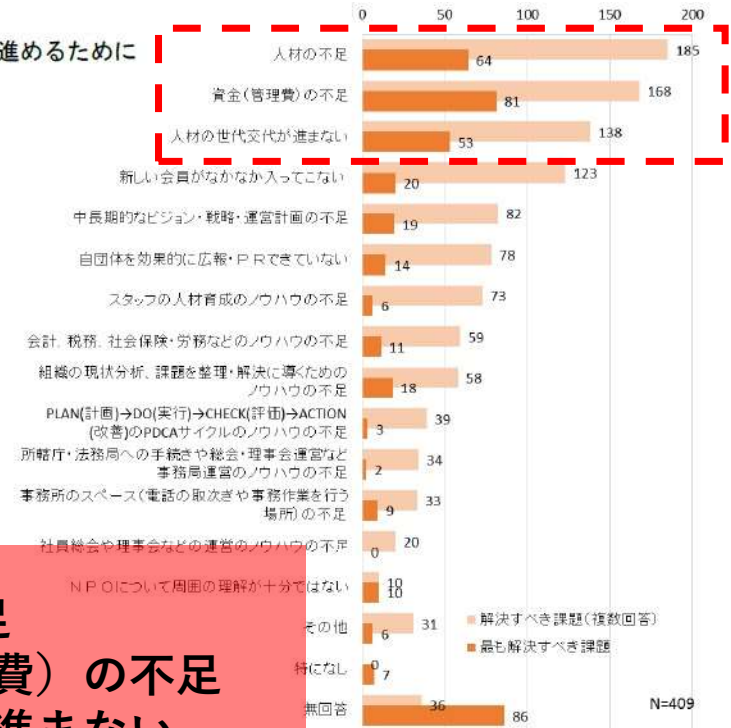
NPO

5. 団体が抱える課題等

(1) 事業活動を促進させるために解決すべき課題



(2) 組織運営を円滑に進めるために解決すべき課題



人材の不足
資金(事業費・管理費)の不足
人材の世代交代が進まない

出所：平成30年度宮城県NPO活動実態・意向調査

経営上の課題に直面している



キャパシティブUILDING というアプローチ

組織の実績と効果を高めるために、組織強化を図るプロセス
より効果的・効率的に社会課題を解決できるようになるための組織の基礎体力の形成

キャパシティビルディングのポイント

- A) リーダーシップ力
意思決定、戦略立案…
- B) 適応力
評価（事業、ニーズ等）
協働、ネットワークづくり…
- C) マネジメント力
人材、財政、環境、
ナレッジマネジメント…
- D) 技術力
専門性、資金調達、会計・税務、
マーケティング、リサーチ…



組織力アップ

1. ミッション（組織の目標）
2. 事業（目標達成のための手立て）
3. 支援的資源の獲得
4. 理事会の活性化（ガバナンス）
5. さまざまなステークホルダーの参加
の機会
6. 事業評価

信頼が高まる

提案事項

1. 市民活動への参加の機会を創出
相互理解の促進
2. 組織基盤を強化
NPOの経営力アップ
3. 中間支援組織のネットワーク強化
知識の共有と協力、質の向上
4. NPO活動を促進するための部会の設立
パートナーシップ推進

共通項の設定

- ・地域活性化
- ・SDG s
- ・高齢化
- ・若者支援
- ・生産人口の減少
- ・セクターを超えた協働

……

協働をするときの注意点

1. 多様な主体の理念とNPOのミッションの適合性
2. プロジェクトを協働して行うことで実現できる社会的価値についての合意
3. 持ち寄ることができるリソースのチェックと役割分担
4. 計画段階からのコミュニケーション
5. 事業評価（定量・定性、短期・長期など組み合わせ）
6. 多様な主体とNPOの相互変化についての振り返り

期待される効果①

①市民にとっての効果

- ・ きめ細やかで柔軟な公的サービスを受けることができます。
- ・ NPOに対して要望を出したり、参加の機会が得られたり、自らのニーズを行政に提言することができます。
- ・ ボランティアなどで、自身の経験や知識を活かすことができ、新たな雇用機会の創出になる可能性があります。

②NPOにとっての効果

- ・ 行政との役割分担・責任分担を図ることにより、社会的課題に効果的・効率的に取り組むことができます。
- ・ 協働できる分野や範囲が広がることにより、新たな活動の場が生まれます。
- ・ 会計処理や事業報告などを適切に行うことにより、責任ある組織運営についての能力を向上することができます。

期待される効果②

③地域社会にとっての効果

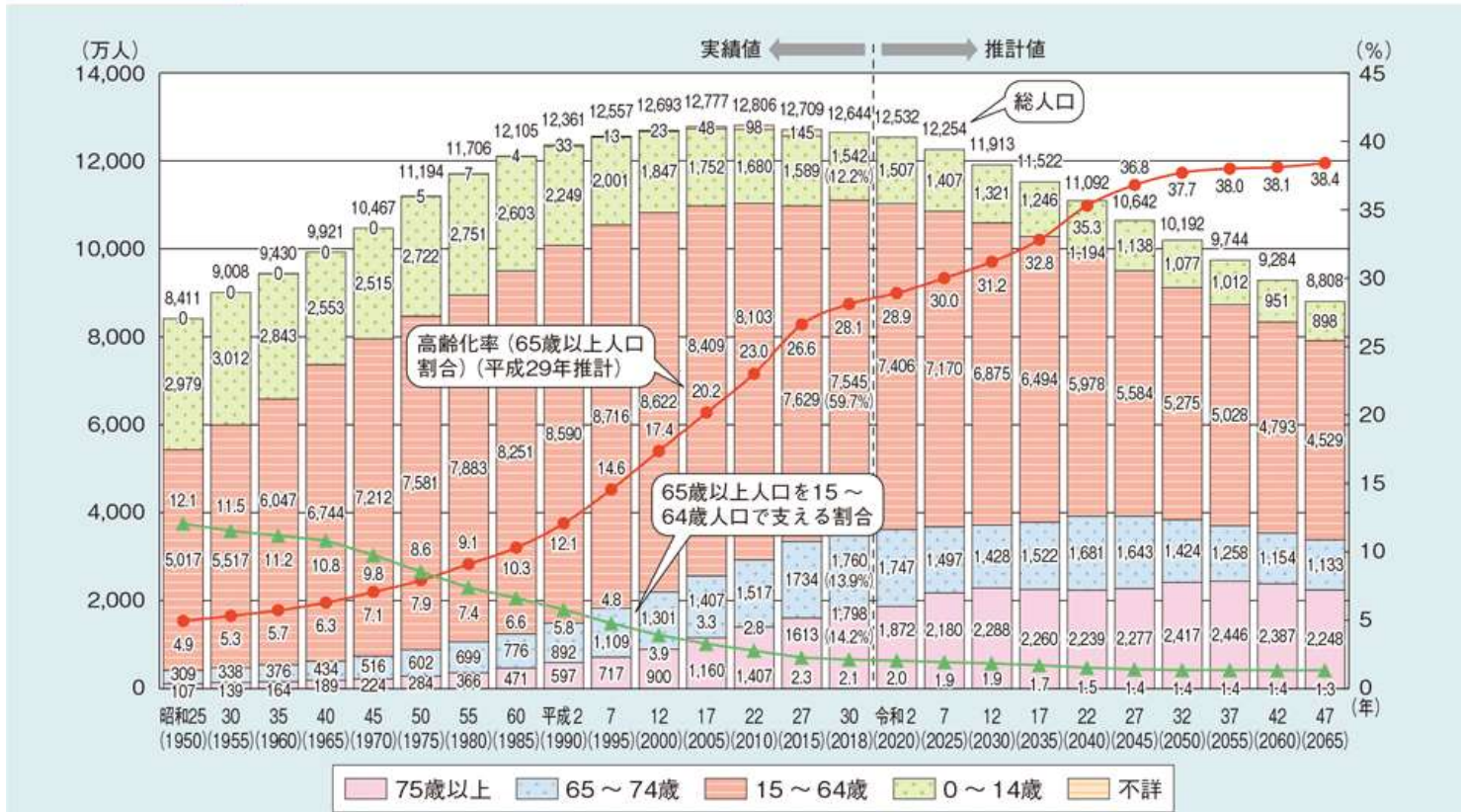
- ・市民がその経験や知識を活かすことにより、地域コミュニティ活動を活性化することができます。
- ・市民・コミュニティ・行政のそれぞれの活動主体が責任を持って解決に取り組むことにより、住みよいまちづくりができるようになります。

④行政にとっての効果

- ・NPOと協働する視点を取り入れることにより、社会的課題や市民ニーズに効果的・公率的に取り組むことができます。
- ・地域に潜在している、または将来に発生しそうな問題等を早く把握できます。
- ・協働事業を進めることで、市民・NPOとの信頼度が向上し、スムーズな行政運営、効果的な行財政改革を進めることができます。

資料

図1-1-1 高齢化の推移と将来推計



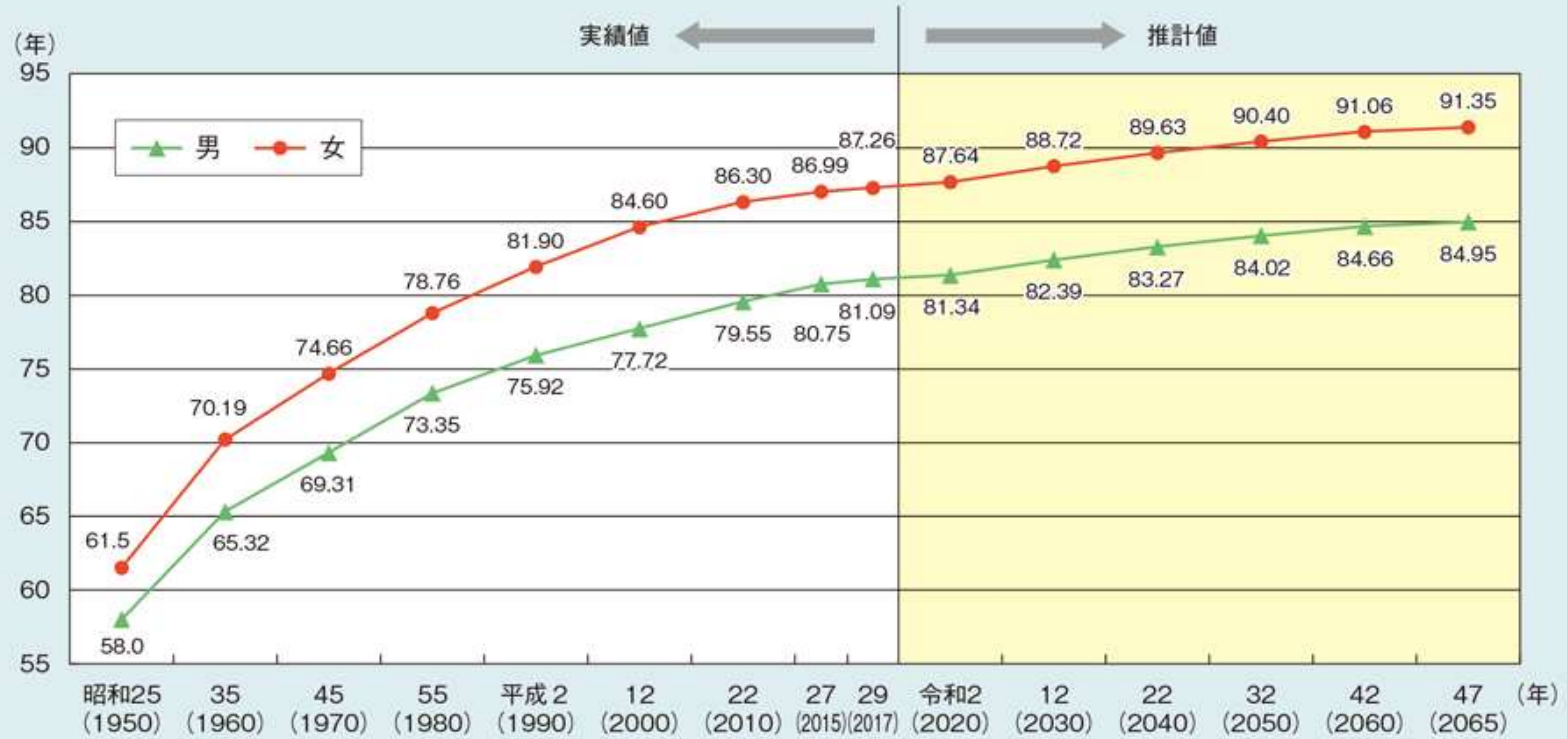
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(注1) 2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

(注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向・趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2017年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

出所：内閣府／令和元年高齢社会白書

宮城県民間非営利活動促進基本計画の改定に関する提案・意見発表

令和2年5月26日（火）

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
堀川晴代

1 みやぎ NPO プラザの機能の再検討

① 基盤整備機能（情報収集・提供機能）

- ・平成26年度以降、みやぎ NPO プラザの年間利用者数は減少傾向だが、みやぎ NPO 情報ネットは、訪問者数、ページビュー数ともに減少傾向にはなく、活用されている。
- ・県内の NPO が実施するイベント情報、ボランティア募集情報、有給スタッフ募集情報等がまとめられているサイトは他になく、居住地に関わらずネット上で情報収集が可能。
- ・NPO 運営に活用できる助成金情報、行政の支援策なども掲載。
⇒今後もネットでの情報発信・提供機能は継続・強化が必要。
⇒テキスト情報の掲載は可能だが、現在も20年前のシステムを使用して更新しているため、画像、動画等の掲載、サイト内の検索等ができるよう改修・強化が必要。

② 活動拠点の提供機能

- ・みやぎ NPO プラザには、現在10室の貸事務室がある。
- ・使用を希望する NPO は減少傾向にあり、実際に使用している NPO の使用日数等も減少傾向にある。
- ・ウェブ会議システムの普及から、事務拠点を持たなくとも活動ができる NPO は増加する。
⇒施設の集約・複合化に向けて貸事務室の設置意義、設置数、面積、設置方法等は検討の必要あり。

2 NPO への理解・協働の促進

① 個別条例指定制度の導入

- ・認定 NPO 法人数は、平成29年度から増減がない。
- ・認証法人が認定 NPO 法人を申請しない理由として「認定の基準を満たすことが難しい」が最も多く、実際に認定 NPO 法人になるための基準「パブリック・サポート・テスト」の相対値基準、絶対値基準を満たすのは非常にハードルが高い。
⇒寄附文化の醸成とともに、NPO 法人の条例個別指定制度の導入が必要ではないか。

※NPO 法人の条例個別指定制度

地方自治体で指定された NPO 法人に寄附をすると、その寄附をした方の個人住民税に寄附金税額控除が適用される制度で、NPO 法人へ市民からの寄附を行いやすくし、NPO 法人の活動基盤の強化を支援する制度。

条例指定を受けた NPO 法人は、認定基準のひとつである「PST（パブリック・サポート・テスト）基準」を満たすこととなるため、さらに大きな税制上の優遇措置のある、認定 NPO 法人になりやすくなる。14 都道府県、8 政令市が制度を導入している。（令和元年6月現在）

1. 経緯の共有

- 平成 10(1998)年3月 特定非営利活動促進法成立
6月 ※せんだい・みやぎNPOセンター法制度部会設定
仙台市・宮城県・県議会等への政策提言活動展開
11月 「宮城県NPO活動促進検討委員会」から「宮城県のNPO活動促進に関する提言」を知事に提出
12月 特定非営利活動促進法施行
宮城県「宮城県の非営利活動を促進するための条例」を議員提案により制定
平成 12(2000)年 10月 宮城県民間非営利活動促進基本計画策定
平成 13(2001)年 4月 宮城県「みやぎNPOプラザ」開館
平成 17(2005)年 9月 改定
平成 22(2010)年 10月 改定
平成 28(2016)年 3月 改定
令和 2年(2020)年5月 改定に向けて、現在。
令和12年(2030)年

2. 前提、定義等の確認の必要性

- ・民間非営利活動
- ・公益／共益
- ・地域の「共益」を担う地域団体
地域全体の課題＝「公益」を視野に入れて活動していく組織へ転換していく
- ・地域の担い手の広がり多様化
- ・全体を俯瞰してとらえていく視点が重要
- ・自治体との協働の範囲の狭さ

3. 基本計画の策定にあたって

- ・第9条2項
- ・例えば、他地域では
 - －支援・協働の相手方として、NPO・市民活動だけではなく、地域コミュニティ組織や地域福祉活動等も積極的に対象としていく。
 - －拠点を構えた施設型の支援から、専門性を有した職員が地域にでて支援を展開する出前型(アウトリーチ型)支援への転換していく。
 - －地域の1団体を支援する視点から、その団体が捉える地域課題全体を見据えて、他主体との連携・協働により地域課題を解決していくための支援を行う。

宮城県民間非営利活動促進基本計画改定に関して

特定非営利活動法人イコールネット仙台
宗片恵美子

1. みやぎ NPO プラザと各地域の NPO 支援施設の役割について

- (1) 各地域支援施設の機能充実
- (2) NPO プラザと地域支援施設の役割分担を明確に
- (3) 市町村との連携を実効性のあるものに

2. 様々な災害（ウィルス感染も含む）によって生じる NPO を取り巻く課題について

- (1) 東日本大震災については、発生から 10 年が経過し、残された課題、新たに浮上した課題の整理と解決に向けた今後 5 年の取り組みの検討
- (2) 新たに発生している様々な災害（ウィルス感染も含む）に伴う NPO を取り巻く現状把握と課題への対応

3. SDGs との関連づけ

SDGs については、NPO 自身が自らの活動と SDGs とのつながりを理解する場を設け、さらに、共通の目標を目指す NPO・企業・行政が連携し、協働で課題解決に向けることのできる機会を用意する。広く発信し、SDGs の認知度と重要性を高める。